

岩手県監査委員告示第16号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和6年岩手県監査委員告示第36号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年4月8日

岩手県監査委員 五日市 王
岩手県監査委員 川 村 伸 浩
岩手県監査委員 五 味 克 仁
岩手県監査委員 中 野 玲 子

- 1（1） 監査対象機関名 県南広域振興局総務部
- （2） 監査実施日
- ア 予備監査実施日 令和6年5月30日
- イ 本監査実施日 令和6年7月25日
- （3） 監査結果の公表の日 令和6年8月30日
- （4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
工事の契約に当たり、契約書を作成していないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	課内会議において予備監査における指導事項等を議題とし認識を共有した。 また、建設工事施行調書の欄外に「工事請負は、契約金額に関わらず契約書の作成が必要（建設業法第19条）」と記載し施行伺いを回議しており、再発防止に努めている。

- 2（1） 監査対象機関名 沿岸広域振興局経営企画部
- （2） 監査実施日
- ア 予備監査実施日 令和6年6月4日及び同月5日
- イ 本監査実施日 令和6年7月17日
- （3） 監査結果の公表の日 令和6年8月30日
- （4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
工事の契約に当たり、契約書を作成していないものが2件あったので、適正な事務の執行に努められたい。	予備監査後のミーティングで情報共有を行った。 また、建設工事施行調書の備考欄に、建設業法上の工事に該当するか否かについて明記し施行伺い決裁ラインの複数の職員でチェックを行っている他、庁公舎業務の引継書に建設業法上の工事は契約書の作成が必要である旨を記載し後任者にも認識を共有していくこととしており、再発防止に努めている。